

# 宇佐市公共施設等総合管理計画

## 個別施設計画

### (保健・福祉施設)

2021年(令和3年)3月

宇佐市

#### 所管課

- 1 人権啓発・部落差別解消推進課
- 2 生活環境課
- 3 福祉課
- 4 介護保険課
- 5 商工振興課
- 6 安心院支所市民サービス課
- 7 院内支所市民サービス課

## 目次 保健・福祉施設

### 第1章 概要

	ページ数
(1)目的	3
(2)対象施設	3
(3)計画期間	3
(4)計画の進行管理	3

### 第2章 公共施設等の現況

(1)施設の概要	7
(2)利用状況	14
(3)施設の状態	19
(4)施設の管理・運営に要する経費	24

### 第3章 施設区分マネジメント方針

(1)施設の役割	33
(2)現状と課題	34
(3)今後の施設のあり方	35
(4)施設の維持管理コストの縮減及びPPP(官民連携)の推進	36
(5)施設の最適化	36
(6)施設の状況を踏まえた、今後の施設の管理方針	37
(7)施設の今後の対策・取り組み予定の内容	42

## 第1章 概要



## (1) 目的

本計画は、2016年(平成28年)3月に策定した「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設区分ごとに具体的方針を示すものです。

## (2) 対象施設

本計画は、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に定める「保健・福祉施設」の施設区分の全ての施設を対象とします。

## (3) 計画期間

計画期間は2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までです。

ただし、社会情勢等により変更が生じた場合は、都度見直しを行い、宇佐市公共施設等総合管理計画推進委員会で調整の上、本計画へと反映させるものとします。

## (4) 計画の進行管理

今後は、本計画に基づき、毎年度PDCA管理して計画の進捗管理を図ることにより、施設の見直しや計画的な改修等に努めていきます。



## 第2章 公共施設等の現況

○施設の延べ床面積や建築年月日といった概要や利用者数等、施設の現況について整理しています。





## (1) 施設の概要

番号	施設名称	施設区分		所管課	建築年	延床面積(m <sup>2</sup> )	代表建物構造	小学校区	避難所指定	備考
1	隣保館	保健・福祉施設	その他社会保険施設	人権啓発・部落差別 解消推進課	昭和58年6月27日	470.14	鉄筋コンクリート	駅館	無	
2	葬斎場やすらぎの里	保健・福祉施設	その他社会保険施設	生活環境課	平成18年12月21日	2,145.65	鉄筋コンクリート	安心院	無	※指定管理者制度導入施設
3	納骨堂	保健・福祉施設	その他社会保険施設	福祉課	平成25年12月9日	5.98	無筋コンクリート	院内中部	無	
4	糸口ふれあいプラザ	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成13年2月1日	91.00	木造	糸口	無	
5	宇佐ふれあいプラザ	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成15年3月20日	159.60	木造	宇佐	無	
6	大根川ふれあいプラザ	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成12年2月16日	113.00	木造	長峰	無	
7	四日市西町老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成4年3月20日	101.87	木造	四日市北	無	

## (1)施設の概要

番号	施設名称	施設区分		所管課	建築年	延床面積(m <sup>2</sup> )	代表建物構造	小学校区	避難所指定	備考
8	長洲東の東老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	昭和63年3月25日	204.38	木造	長洲	無	
9	糸口山老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成1年11月30日	109.44	木造	糸口	無	
10	江須賀老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成1年3月25日	114.38	木造	柳ヶ浦	無	
11	布津原老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成5年3月25日	111.57	木造	糸口	無	
12	上赤尾老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成6年3月30日	176.89	木造	長峰	無	
13	西高家老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成9年3月12日	111.57	木造	高家	無	
14	四日市上町老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成7年3月24日	147.32	木造	四日市南	無	

## (1) 施設の概要

番号	施設名称	施設区分		所管課	建築年	延床面積(m <sup>2</sup> )	代表建物構造	小学校区	避難所指定	備考
15	五区老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成11年3月26日	110.40	木造	柳ヶ浦	無	
16	妙見荘	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成15年11月28日	4,681.26	鉄筋コンクリート	院内中部	有	※指定管理者制度導入施設
17	上田老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	昭和62年3月20日	140.45	木造	駅館	無	
18	畑田老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	昭和62年3月3日	138.60	木造	駅館	無	
19	金丸老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	昭和63年3月28日	117.65	木造	北馬城	無	
20	麻生老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	昭和60年2月28日	124.54	木造	四日市南	無	
21	赤尾老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	昭和61年4月1日	102.14	木造	長峰	無	

## (1)施設の概要

番号	施設名称	施設区分		所管課	建築年	延床面積(m <sup>2</sup> )	代表建物構造	小学校区	避難所指定	備考
22	シルバーセンター平成館	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成2年3月31日	404.31	木造	長洲	無	
23	新吉松老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成2年12月28日	102.14	木造	四日市北	無	
24	今宮老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成4年3月20日	108.53	木造	高家	無	
25	上城井老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成5年3月26日	135.89	木造	四日市北	無	
26	宮高家老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成8年3月15日	117.16	木造	高家	無	
27	吉松老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	介護保険課	平成10年3月19日	110.96	木造	四日市北	無	
28	シルバー人材センター	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	商工振興課	平成6年3月20日	284.92	鉄骨造	四日市北	無	

## (1) 施設の概要

番号	施設名称	施設区分		所管課	建築年	延床面積(m <sup>2</sup> )	代表建物構造	小学校区	避難所指定	備考
29	下毛老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	昭和55年	92.00	木造	安心院	無	
30	安心院総合保健福祉センター	保健・福祉施設	保健施設	市民サービス課(安)	平成9年6月30日	2,228.00	鉄筋コンクリート	安心院	有	・保健センター 直営 ・社会福祉協議会事務所等 使用許可
31	佐田老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	平成5年5月30日	267.00	木造	佐田	無	※指定管理者制度導入施設
32	津房老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	昭和54年1月	317.00	木造	津房	無	※指定管理者制度導入施設 改修 平成20年11月21日 (男女浴室、家族風呂)
33	深見老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	平成6年10月31日	261.00	木造	深見	無	※指定管理者制度導入施設
34	安心の里工房 (下毛)	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	平成12年3月29日	97.00	木造	安心院	無	
35	安心院老人デイ・サービスセンター	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	平成3年2月28日	308.00	鉄筋コンクリート	津房	有	※指定管理者制度導入施設

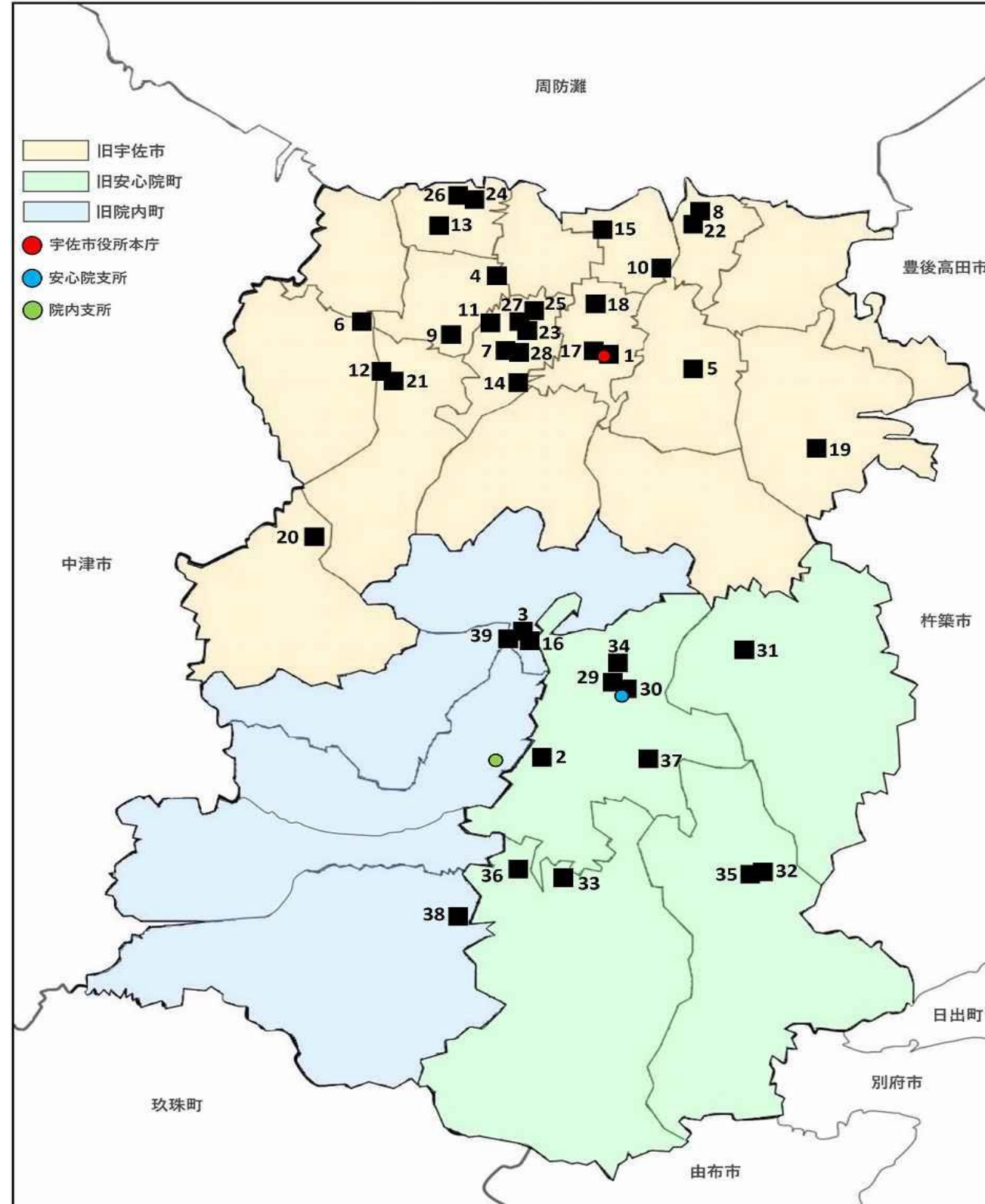
## (1)施設の概要

番号	施設名称	施設区分		所管課	建築年	延床面積(m <sup>2</sup> )	代表建物構造	小学校区	避難所指定	備考
36	平山老人憩の家	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	昭和56年3月25日	96.00	木造	深見	無	
37	妻垣老人軽作業所	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(安)	昭和60年3月5日	96.00	木造	安心院	無	
38	宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(院)	昭和59年3月31日	523.32	木造	南院内	有	※指定管理者制度導入施設
39	院内老人デイ・サービスセンター	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	市民サービス課(院)	平成3年12月31日	470.00	鉄筋コンクリート	院内中部	無	※指定管理者制度導入施設

## 【施設配置図】

※施設の位置関係を表すもので、実際とは異なります

番号	施設名称
1	隣保館
2	葬斎場やすらぎの里
3	納骨堂
4	糸口ふれあいプラザ
5	宇佐ふれあいプラザ
6	大根川ふれあいプラザ
7	四日市西町老人憩の家
8	長洲東の東老人憩の家
9	糸口山老人憩の家
10	江須賀老人憩の家
11	布津原老人憩の家
12	上赤尾老人憩の家
13	西高家老人憩の家
14	四日市上町老人憩の家
15	五区老人憩の家
16	妙見荘
17	上田老人憩の家
18	畑田老人憩の家
19	金丸老人憩の家
20	麻生老人憩の家
21	赤尾老人憩の家
22	シルバーセンター平成館
23	新吉松老人憩の家
24	今宮老人憩の家
25	上城井老人憩の家
26	宮高家老人憩の家
27	吉松老人憩の家
28	シルバー人材センター
29	下毛老人憩の家
30	安心院総合保健福祉センター
31	佐田老人憩の家
32	津房老人憩の家
33	深見老人憩の家
34	安心の里工房(下毛)
35	安心院老人デイ・サービスセンター
36	平山老人憩の家
37	妻垣老人軽作業所



番号	施設名称
38	宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉
39	院内老人デイサービスセンター

## (2) 利用状況

施設の利用者の範囲を概ね下記のとおりに分類しています。また、施設の利用者数を年度ごとに把握できる範囲で記載しています。

### 【凡例】

施設の利用範囲	
広域	一つの自治体の範囲を超えて利用者のいる場合
全域	自治体の全体を対象
地区	自治体の特定の区域
住区	最も利用者の狭い範囲
施設の利用者数	
〇〇人	把握しがたい場合は地区の人口等、概数を記載しています。
-	利用者なし、不明、把握が困難



## (2) 利用状況

番号	施設名称	運営	施設の 利用範囲	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)
1	隣保館	直営	全域	6,746人	5,515人	5,255人	4,854人
2	葬斎場やすらぎの里	指定管理	広域	847人	853人	844人	837人
3	納骨堂 ※小菊寮の民間移管に伴い同納骨堂に 保管されていた遺骨(57)が移動。	直営	広域	・納骨 1件 ・引取り 2件 (56)	・納骨 2件 ・引取り 0件 (58)	・納骨 10件 ・引取り 1件 (67)	・納骨 5件 ・引取り 2件 (70)
4	糸口ふれあいプラザ	一部事務委託	全域	659人	669人	675人	713人
5	宇佐ふれあいプラザ	一部事務委託	地区	269人	262人	263人	265人
6	大根川ふれあいプラザ	一部事務委託	地区	49人	49人	50人	53人
7	四日市西町老人憩の家	一部事務委託	地区	98人	100人	104人	100人
8	長洲東の東老人憩の家	一部事務委託	地区	261人	253人	255人	251人
9	糸口山老人憩の家	一部事務委託	地区	74人	82人	79人	79人
10	江須賀老人憩の家	一部事務委託	地区	181人	178人	185人	180人

## (2) 利用状況

番号	施設名称	運営	施設の 利用範囲	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)
11	布津原老人憩の家	一部事務委託	地区	66人	62人	63人	69人
12	上赤尾老人憩の家	一部事務委託	地区	62人	56人	56人	60人
13	西高家老人憩の家	一部事務委託	地区	51人	51人	53人	51人
14	四日市上町老人憩の家	一部事務委託	地区	164人	164人	158人	160人
15	五区老人憩の家	一部事務委託	地区	90人	89人	87人	88人
16	妙見荘	指定管理	広域	80人	94人	94人	94人
17	上田老人憩の家	一部事務委託	地区	217人	234人	245人	248人
18	畑田老人憩の家	一部事務委託	地区	164人	162人	157人	153人
19	金丸老人憩の家	一部事務委託	地区	48人	47人	55人	55人
20	麻生老人憩の家	一部事務委託	地区	61人	59人	54人	56人

## (2) 利用状況

番号	施設名称	運営	施設の 利用範囲	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)
21	赤尾老人憩の家	一部事務委託	地区	42人	41人	42人	41人
22	シルバーセンター平成館	一部事務委託	全域	1,908人	1,893人	1,901人	1,910人
23	新吉松老人憩の家	一部事務委託	地区	62人	69人	78人	81人
24	今宮老人憩の家	一部事務委託	地区	98人	103人	106人	106人
25	上城井老人憩の家	一部事務委託	地区	157人	159人	168人	179人
26	宮高家老人憩の家	一部事務委託	地区	74人	79人	77人	80人
27	吉松老人憩の家	一部事務委託	地区	55人	59人	59人	63人
28	シルバー人材センター	一部事務委託	全域	34,303人	34,390人	34,909人	35,361人
29	下毛老人憩の家	直営	住区	20人	20人	20人	20人
30	安心院総合保健福祉センター	直営	全域	12,361人	16,077人	15,073人	9,871人

## (2) 利用状況

番号	施設名称	運営	施設の 利用範囲	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)
31	佐田老人憩の家	指定管理	広域	24,062人	26,628人	24,561人	24,702人
32	津房老人憩の家	指定管理	広域	46,511人	47,294人	46,802人	49,295人
33	深見老人憩の家	指定管理	広域	21,292人	23,292人	22,332人	22,513人
34	安心の里工房 (下毛)	直営	地区	782人	717人	723人	719人
35	安心院老人デイ・サービスセンター	指定管理	全域	4,388人	4,249人	4,150人	4,000人
36	平山老人憩の家	直営	住区	13人	11人	12人	10人
37	妻垣老人軽作業所	直営	住区	21人	21人	21人	17人
38	宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉	指定管理	広域	15,443人	15,396人	15,445人	15,526人
39	院内老人デイ・サービスセンター	指定管理	全域	4,911人	4,484人	4,629人	4,626人

### (3) 施設の状態

対象となる施設の躯体及び設備の概況について、直近の定期点検の結果や日常業務における管理状況を参考に、把握できる範囲で下記のとおり分類して記載しています。

#### 【凡例】

耐震化状況		躯体の評価基準		設備の評価基準	
○	対応済み	A	おおむね良好	A	設備を設置・更新してから20年未満
△	対応中	B	部分的に劣化(安全上・機能上、問題なし)	B	設備を設置・更新してから20年以上40年未満
×	未対応	C	広範囲に劣化(安全上・機能上の不具合発生の兆しあり)	C	設備を設置・更新してから40年以上
-	未調査、不明、把握が困難、耐震化対象となる棟がない施設	D	早急な対応が必要(安全上・機能上、問題あり)	D	経過年数にかかわらず、著しい劣化事象がある(又は存在すべき設備がない)
		-	不明、把握が困難	-	不明、把握が困難

## (3) 施設の状態

番号	施設名称	耐震化状況	躯体の評価	設備の評価	施設の状態、点検方針
1	隣保館	○	A	B	躯体については、特に問題ないが、建設されてから約38年が経過し、設備(空調・水道管)等の老朽化が懸念される。建築基準法第12条第2項に基づき建築物定期点検を行う。
2	葬斎場やすらぎの里	○	A	A	平成18年度に完成し、現在14年目となっている。躯体においては、雨漏りや壁面の亀裂等が散見される。設備は、保守業務によって計画的に維持補修を行っている。
3	納骨堂	○	A	A	小菊寮の民間移管に伴い平成25年に妙見荘敷地内に完成し、状態は良好である。今後も適切に点検・管理していく。
4	糸口ふれあいプラザ	○	A	A	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
5	宇佐ふれあいプラザ	○	A	A	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
6	大根川ふれあいプラザ	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
7	四日市西町老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
8	長洲東の東老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
9	糸口山老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
10	江須賀老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
11	布津原老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
12	上赤尾老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針

### (3) 施設の状態

番号	施設名称	耐震化状況	躯体の評価	設備の評価	施設の状態、点検方針
13	西高家老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
14	四日市上町老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
15	五区老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
16	妙見荘	○	B	A	17年が経過し、施設、設備共に老朽化が進んでいる。定期的に点検し、安全管理に努める。状態を確認しながら、その都度適切に点検・管理していく。
17	上田老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
18	畑田老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
19	金丸老人憩の家	○	B	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
20	麻生老人憩の家	○	B	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
21	赤尾老人憩の家	○	B	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
22	シルバーセンター平成館	○	B	B	一部老朽化している箇所も見受けられるが、利用には支障なし。今後も適切に点検・管理していく。
23	新吉松老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
24	今宮老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針

## (3) 施設の状態

番号	施設名称	耐震化状況	躯体の評価	設備の評価	施設の状態、点検方針
25	上城井老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
26	宮高家老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
27	吉松老人憩の家	○	A	B	建築基準法の改正(令和元年6月25日施行)に伴う建築物定期点検対象建築物の要件緩和のため今後はしない方針
28	シルバー人材センター	○	B	B	一部劣化している箇所も見受けられるが、利用には支障なし。今後、適切に点検・管理していく。
29	下毛老人憩の家	×	B	C	昭和55年建築 定期点検なし ・部分的な劣化が在るが安全面や機能面に問題が生じる前に対応する
30	安心院総合保健福祉センター	○	B	B	保健センター部分は平成2年3月、地域福祉センター部分は平成9年6月建設 建築基準法第12条に基づく3年毎の定期点検(直近平成31年度実施)、日常点検や緊急点検による点検
31	佐田老人憩の家	○	B	B	平成5年5月建築 建築基準法第12条に基づく3年毎の定期点検(直近平成31年度実施)、日常点検や緊急点検による点検
32	津房老人憩の家	○	B	B	昭和54年建築、平成20年改修 建築基準法第12条に基づく3年毎の定期点検(直近平成31年度実施)、日常点検や緊急点検による点検
33	深見老人憩の家	○	B	B	平成6年10月建築 建築基準法第12条に基づく3年毎の定期点検(直近平成31年度実施)、日常点検や緊急点検による点検
34	安心の里工房 (下毛)	○	B	B	平成12年3月建築。定期点検なし 部分的な劣化は見られるが特に問題はない。
35	安心院老人デイ・サービスセンター	○	B	B	平成3年2月建築 建築基準法第12条に基づく3年毎の定期点検(直近平成31年度実施)、日常点検や緊急点検による点検
36	平山老人憩の家	×	B	C	昭和56年3月建築 定期点検なし ・部分的な劣化が在るが安全面や機能面に問題が生じる前に対応する



### (3) 施設の状態

番号	施設名称	耐震化状況	躯体の評価	設備の評価	施設の状態、点検方針
37	妻垣老人軽作業所	○	B	C	昭和60年3月建築 定期点検なし ・部分的な劣化が在るが安全面や機能面に問題が生じる前に対応する
38	宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉	○	B	B	院内老人憩いの家は、昭和59年建築、築36年。 余温泉は、平成5年に第2源泉に切替、築27年。 建築基準法第12条に基づく3年毎の定期点検(直近平成31年度実施)、日常点検、緊急点検による点検
39	院内老人デイ・サービスセンター	○	B	B	平成3年建築、築29年。 建築基準法第12条に基づく3年毎の定期点検(直近平成31年度実施)、日常点検や緊急点検による点検

#### (4) 施設の管理・運営に要する経費

人件費、光熱水費、修繕費、指定管理導入施設にあつては指定管理料など、施設・建物等の管理・運営に要した経費の総額を把握できる範囲で記載しています。

#### 【凡例】

施設の管理・運営に要する経費	
-	経費なし、不明、把握が困難

(4)施設の管理・運営に要する経費

(千円)

番号	施設名称	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	備考
1	隣保館	27,806	27,617	27,818	19,356	
2	葬斎場やすらぎの里	43,621	47,395	46,157	43,595	※指定管理者制度導入施設
3	納骨堂	-	-	-	-	
4	糸口ふれあいプラザ	-	-	-	-	
5	宇佐ふれあいプラザ	-	-	-	-	
6	大根川ふれあいプラザ	-	-	-	-	
7	四日市西町老人憩の家	-	-	-	-	
8	長洲東の東老人憩の家	-	-	-	-	
9	糸口山老人憩の家	-	-	-	-	

## (4)施設の管理・運営に要する経費

(千円)

番号	施設名称	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	備考
10	江須賀老人憩の家	-	-	-	-	
11	布津原老人憩の家	-	-	-	-	
12	上赤尾老人憩の家	-	-	-	-	
13	西高家老人憩の家	-	-	-	-	
14	四日市上町老人憩の家	-	-	-	-	
15	五区老人憩の家	-	-	-	-	
16	妙見荘	340,233	19,216	20,110	23,303	※指定管理者制度導入施設
17	上田老人憩の家	-	-	-	-	
18	畑田老人憩の家	-	-	-	-	

#### (4)施設の管理・運営に要する経費

(千円)

番号	施設名称	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	備考
19	金丸老人憩の家	-	-	-	-	
20	麻生老人憩の家	-	-	-	-	
21	赤尾老人憩の家	-	-	-	-	
22	シルバーセンター平成館	866	751	687	2,826	
23	新吉松老人憩の家	-	-	-	-	
24	今宮老人憩の家	-	-	-	-	
25	上城井老人憩の家	-	-	-	-	
26	宮高家老人憩の家	-	-	-	-	
27	吉松老人憩の家	-	-	-	-	

## (4) 施設の管理・運営に要する経費

(千円)

番号	施設名称	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	備考
28	シルバー人材センター	-	-	3,089	-	建築ブロック取壊工事1,199千円 フェンス・防草シート・単粒砕石敷均工事1,890千円
29	下毛老人憩の家	65	74	44	155	
30	安心院総合保健福祉センター	7,174	8,511	7,174	7,242	h31～10年間 バルクリース(保健センターエアコン2台)
31	佐田老人憩の家	5,868	7,040	5,690	6,481	※指定管理者制度導入施設
32	津房老人憩の家	1,076	2,045	1,140	2,971	※指定管理者制度導入施設
33	深見老人憩の家	5,496	5,654	7,464	5,345	※指定管理者制度導入施設 H30 ボイラー交換1基
34	安心の里工房 (下毛)	272	184	169	1,126	H31 植木の根の浸食による浄化槽破損により、下水道引込工事を行う
35	安心院老人デイ・サービスセンター	822	1,188	-	720	※指定管理者制度導入施設
36	平山老人憩の家	44	37	39	40	

#### (4) 施設の管理・運営に要する経費

(千円)

番号	施設名称	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	備考
37	妻垣老人軽作業所	59	57	63	65	
38	宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉	7,774	10,301	8,844	8,683	※指定管理者制度導入施設
39	院内老人デイ・サービスセンター	32,161	29,626	39,507	30,634	※指定管理者制度導入施設





## 第3章 施設区分別マネジメント方針

○各施設の役割や現状と課題をふまえ、今後の施設の管理方針や対策、取組の方向性を記載しています。



## (1) 施設の役割

### ①隣保館

隣保館は同和対策として、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割があります。地域の実態把握や住民相談、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域と密着した活動を行いながら、日常生活に根差した人権啓発活動を行っています。

### ②葬斎場やすらぎの里

遺体を火葬するための施設です。遺族が最後のお別れをする時間をつつがなく過ごせるよう、適切な施設管理に努めています。

### ③妙見荘

高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、高齢者の福祉を図ることを目的とする特別養護老人ホームです。

### ④各地区老人憩いの家

高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を供与し、福祉の増進を図るため設置している施設です。

### ⑤シルバー人材センター

宇佐市シルバー人材センターの事務所として、健康で働く意欲のある高齢者が、豊かな経験や能力を生かして仕事をして、いきいきとした人生を築けるようにすること、および地域の高齢者が仕事を通じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出す役割を果たしています。

### ⑥安心院総合保健福祉センター

地域住民の福祉と健康の増進、健康福祉への意識の高揚を図るため、総合保健福祉センターを設置しています。

### ⑦安心院老人デイ・サービスセンター、院内老人デイ・サービスセンター

介護保険法等に基づき要介護状態になった方に必要な保健、福祉の増進を図るため設置しています。地域の高齢者の通所サービスを担っています。

### ⑧佐田老人憩いの家、津房老人憩いの家、深見老人憩いの家、宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉

高齢者の健康増進と市民福祉の向上に寄与するために設置しています。

## (2) 現状と課題

### ①隣保館

建設から35年以上が経過しており、耐震診断は問題ないが、バリアフリー化がされていません。平成28年に障がい者差別解消法が施行されたことに伴い、社会的障壁を取り除くことが求められており、建物の改修が必要です。

### ②葬斎場やすらぎの里

建物は築13年が経過しており、雨漏りや施設内壁面の細かなひび割れ等が散見されます。火葬のための機械設備は、使用の性質上、傷みが激しいため、計画的かつ継続的な点検・補修を実施し、維持管理しています。

### ③妙見荘

指定管理者により運営しています。建設後17年が経過し、施設、設備共に老朽化が進んでいます。

### ④各地区老人憩いの家

各自治区と契約を交わし、運営の委託を行っています。施設の老朽化等による今後の管理が課題です。

### ⑤シルバー人材センター

建設後30年近く経過しており部分的に劣化が見られるものの、施設点検において安全上・機能上に問題はありません。

### ⑥安心院総合保健福祉センター

建設から20年以上経過しており、老朽化に伴い突発的な故障や危険を伴う恐れがある破損、腐食などにより応急的な修繕や更新が増えています。

### ⑦安心院老人デイ・サービスセンター、院内老人デイ・サービスセンター

両施設ともに指定管理を導入し、運営は安定していますが、安心院老人デイ・サービスセンターは平成2年度、院内老人デイサービスセンターは平成3年度に建設され、いずれも建物の老朽化が進んでいます。

### ⑧佐田老人憩いの家、津房老人憩いの家、深見老人憩いの家、宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉

いずれの施設も指定管理者により運営しています。温泉施設を有し、建物・設備の老朽化が進んでおり、設備の改修が頻繁に発生しています。

### (3) 今後の施設のあり方

#### ①隣保館

同和問題、人権問題の解決に向けて「公的な責務」を果たす必要があり、隣保館という施設としての機能はこれからも必要です。

#### ②葬斎場やすらぎの里

火葬のための設備についてはその性質上、トラブルの発生は許されません。コスト縮減の徹底以上にトラブル発生を未然に防ぐための計画的・継続的な改修等に重点を置く必要があります。現在、実施している維持・補修計画に基づくメンテナンスを継続していきます。

#### ③妙見荘

指定管理の期間内に民営化も含めて今後の運営方針を検討していく予定です。

#### ④各地区老人憩いの家

今後、各自治区に譲渡を行っていくための協議の場を設けていくことも検討していきます。

#### ⑤シルバー人材センター

宇佐市シルバー人材センターの事務所として、高齢者への雇用機会の創出と生きがい作りに資する施設であり、今後も改修を行いながら、施設の長寿命化、維持管理コストの縮減、施設の最適化及び利用者の安全確保に取り組めます。

#### ⑥安心院総合保健福祉センター

公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化、維持管理コストの縮減、施設の最適化及び利用者の安全確保に取り組めます。

#### ⑦安心院老人デイ・サービスセンター、院内老人デイ・サービスセンター

故障する前の予防保全計画により、安全・安心な公共施設、施設長寿化を図ります。

#### ⑧佐田老人憩いの家、津房老人憩いの家、深見老人憩いの家、宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉

利用者数や維持管理費、老朽化の程度が異なるため、予防保全に努めるとともに、施設ごとの利用者数や維持管理費、老朽化の状況等を踏まえて、今後の方向性も検討していきます。

#### (4) 施設の維持管理コストの縮減及びPPP(官民連携)の推進

施設の改修時期に合わせて省エネ化を進めるとともに、指定管理者制度や包括外部委託をはじめとしたPPPの積極的な導入により、維持管理コストの縮減を図ります。

#### (5) 施設の最適化

施設の更新は既存施設の規模の範囲内とし、新たに施設を設置する必要が発生した場合は、既存施設の整理(複合化・多機能化など)を前提に検討します。なお、施設の大規模改修や更新をする際には、多様な利用者を考慮しユニバーサルデザインに配慮します。

## (6) 施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針

### ○施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針の考え方

- (1) 施設の今後の在り方について庁内で検討を行い、計画期間(～2025年)における、施設の管理方針を下記のとおり分類して記載しています。
- (2) 計画期間中に取組がある場合は開始予定年度を記載しています。
- (3) 計画期間後(2026年～)に検討等する場合は、「次期計画」と記載しています。
- (4) 管理方針については、あくまで今後の施設の在り方の検討にあたり、その方向性を示すものであり、具体的な事業の実施等については未確定です。
- (5) 具体的な施設の在り方の検討にあたっては、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民と情報共有し合意形成を図りながら、今後検討していきます。

### 【凡例】

現状維持	計画期間中、該当施設の管理方針については現状維持とします。
更新	該当施設について、縮減、集約化・統廃合、複合化、広域化、等を視野に、施設の更新を検討します。
検討する	該当施設について、用途変更、移管・譲渡、貸付・売却、民間活用、等も視野に、施設の在り方を検討します。
廃止・解体	該当施設について、廃止、解体等も視野に、施設の在り方を検討します。

## (6) 施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針

番号	施設名称	施設の管理方針	開始年度	施設の管理方針に係る内容
1	隣保館	更新	次期計画	本課と一緒に、あらゆる人権について啓発等行っていく人権センターとしての機能を果たすように複合施設とするべき。
2	葬斎場やすらぎの里	現状維持		「葬斎場やすらぎの里」については、平成18年12月から稼働しており、築14年目となっている。躯体には多少の雨漏りや壁面のひび割れなどが散見されるが、大きな支障は生じていない。設備については、計画的維持補修を継続的に行っており、こちらも重大な支障は生じていないが、今後は経年劣化による影響が大きくなることも想定される。 現在は、4基の炉で運用しているが、将来的に必要なに応じて1基増設(5基体制)可能なように、増設スペース及び各補機を対応させている。
3	納骨堂	現状維持		小菊寮の民間移管に伴い同施設内の納骨堂で保管していた引取者のいない入所者の遺骨等を保管するため、平成25年に妙見荘敷地内に介護保険課が設置。新規の納骨は、生活保護受給者・行旅死亡人等となるため平成26年に福祉課に保管転換している。また、妙見荘の指定管理に伴い、妙見荘の引取り者のいない入所者の遺骨を保管する納骨堂の管理も福祉課となっている。生活保護受給者、行旅死亡人等、引取者のいないかたは増加傾向にあり、保管場所の確保が必要である。現在のところ、新規の遺骨の保管に必要なスペースには余裕があるため、現状維持とする。
4	糸口ふれあいプラザ	検討する	次期計画	現在宇佐市ゲートボール協会が管理運営を行い、利用対象者を宇佐市民のみと取り決めている。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態やゲートボール協会の意向の把握を行う。
5	宇佐ふれあいプラザ	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
6	大根川ふれあいプラザ	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
7	四日市西町老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。地元説明会等を行い、移譲に向け協議を進める。
8	長洲東の東老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
9	糸口山老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
10	江須賀老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。



## (6) 施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針

番号	施設名称	施設の管理方針	開始年度	施設の管理方針に係る内容
11	布津原老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
12	上赤尾老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
13	西高家老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
14	四日市上町老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
15	五区老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
16	妙見荘	現状維持		平成29年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を指定管理者に委託している。引き続き、指定管理者制度を活用していく。
17	上田老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
18	畑田老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
19	金丸老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
20	麻生老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。

## (6) 施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針

番号	施設名称	施設の管理方針	開始年度	施設の管理方針に係る内容
21	赤尾老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
22	シルバーセンター平成館	現状維持		宇佐市老人クラブ連合会に管理運営を委託し、当施設を活用し、高齢者向けの日曜大工教室や陶芸教室など7教室を開講している。
23	新吉松老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
24	今宮老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
25	上城井老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
26	宮高家老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
27	吉松老人憩の家	検討する	次期計画	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理する方が、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化に活用しやすくなると考えられる。協議会を行い、移管・譲渡に向けて利用実態や地区の意向の把握を行う。
28	シルバー人材センター	現状維持		計画期間中、該当施設の管理方針については現状維持とします。
29	下毛老人憩の家	現状維持		利用者が限定されており、使用頻度も減少している。 関係各課(地域振興課等)と連携して住民説明会や協議を進める必要がある。
30	安心院総合保健福祉センター	現状維持		地域福祉センターは、安心院児童館(指定管理)、社会福祉協議会安心院支所、身障デイサービスがあり、乳幼児から高齢者まで多くの市民が利用している。光熱水費等毎月多くの費用を要するが、電気料金は一括請求のため面積按分で社協と市で負担している。 保健センター(直営)の方向性については、新たに安心院支所が総合的な機能をもって開設した後、保健センターの利用状況の変化に応じた対応が必要。 住民感情を考慮して現行の活動を維持しながら利用状況の推移を注視し、今後10年が経過したのち、中間見直しを行い、方向性を検討する。

## (6) 施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針

番号	施設名称	施設の管理方針	開始年度	施設の管理方針に係る内容
31	佐田老人憩の家	現状維持		年間利用者も2万人を超え、今年度も利用者は増加している。光熱水費等毎月多くの費用を要するため、バルクリース等により経費の削減を図る。更なる利用者の増加に向け、経営努力を指定管理者に促す。また、実態把握のため、利用者の住む地域や年齢、利用頻度、入浴料金や利用頻度について利用者アンケート等を行い利用料金の見直しや改善策を検討する。(指定管理委託期間 H29～R3年度)
32	津房老人憩の家	現状維持		利用客も年間4万人を超え、源泉の温度も高いことから、光熱水費等も低く推移し、市からの指定管理委託料(持ち出し)は低く推移している。今後は他の市営温泉施設とのバランスをとりながら、利用者の住む地域や年齢、利用頻度、入浴料金や利用頻度について利用者アンケートを実施し現状の把握を行いながら、利用料金の見直しや改善策を検討する。(指定管理委託期間 H29～R3年度)
33	深見老人憩の家	現状維持		平成29年度に指定管理者が変更になり、施設の美化、サービスの充実等の経営努力をしている。今後は他の市営温泉施設とのバランスをとりながら、利用者の住む地域や年齢、利用頻度、入浴料金や利用頻度について利用者アンケート等により、利用者の意向等の把握を行い利用料金の見直しや改善策を検討する。(指定管理委託期間 H29～R3年度)
34	安心の里工房 (下毛)	現状維持		設置から約20年で比較的新しい施設であり、当分の間改修の必要はない。3～4日/週の利用があり、利用頻度も高い。
35	安心院老人デイ・サービスセンター	現状維持		運営は安定している。介護保険制度改定等により、報酬が引き下げられた場合、民間では採算が取れない遠距離送迎の対象者について、送迎困難を理由に僻地に住む高齢者へのサービスが切り捨てられる恐れがあるため、行政サービスとして維持する必要がある。指定管理者更新に合わせて検討する。(指定管理期間 H31～R3年度)
36	平山老人憩の家	現状維持		利用者が限定されており、使用頻度も減少している。 施設の方向性については、関係課(地域振興課等)と連携して住民説明会や協議を進める必要がある。
37	妻垣老人軽作業所	現状維持		市営住宅と同じ敷地内にあることより、利用者は住宅居住者に限定されており、入居者の減少に伴い使用頻度も減少しているが、住民の集会所として活用されている。 施設の方向性については、関係課(建築住宅課、地域振興課等)と連携して検討し、住民説明会や協議を進める必要がある。
38	宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉	現状維持		本施設は、「老人憩いの家」と「温泉」の複合施設であり、余谷の地域交流と防災の拠点である。公民館としての機能は地元への移譲が有用だが、経費のかかる温泉施設の管理は困難と考える。今後、地域の拠点として健康増進とともに介護予防、生活支援サービス等の役割も考慮し、次回の指定管理者指定時(次回予定はR7～R11の5年間)には、機能強化を目指したサービス導入も検討が必要。 具体的な内容 ①湯量が確保できる限り、余温泉の営業を継続 ・源泉ポンプやパイプ交換を定期的に行う(H24年度より総合計画「実施計画」において3年毎に実施することで休業なく低い経費で機器管理可能)ことで、施設長寿化を図る ②一般的な泉源の寿命は26年程度(県温泉計画資料)。H5に第2源泉切替、築27年。今後10年間維持可能計画を立案。
39	院内老人デイ・サービスセンター	現状維持		地域高齢者の通所サービスの一翼を担い、その必要性は高い。現在、指定管理者の運営も安定しているが、介護保険施設として類似の民間施設もあり、指定管理者指定時(次回予定はR4～R6の3年間)では、今後の管理体制検討が必要。

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

### ○施設の今後の対策・取組予定の内容の考え方

- (1) 施設の今後の在り方について庁内で検討を行い、今後の施設の管理方針をふまえた対策や取組予定、対策費用の概算額について記載しています。
- (2) 概算額の計上にあたっては公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)の試算も参考にしています。
- (3) 対策内容や概算額については、その方向性や対策費用の目安であり、事業の実施や予算措置、詳細な費用等については全て未確定です。
- (4) より具体的な施設の在り方の検討にあたっては、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民と情報共有し、合意形成を図りながら、検討していきます。

### 【凡例】

検討開始	施設の今後の在り方や対策・取組内容について検討、調査、準備します。
大規模改修	建設後30年以上50年までの施設等で大規模な改修を検討します。
改修	大規模改修以外の建物・設備の更新、改修を検討します。
複合化	施設の更新、改修等にあたって、他の施設との複合化施設を検討します。
民間活用	民間委託や指定管理の導入等を検討します。
廃止・解体	施設の廃止・解体を検討します。
-	現状維持や実施事項未定の場合。

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

番号	施設名称	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	概算額	実施内容等	
1	隣保館	大規模改修						12,534万円	バリアフリー化 (階段昇降機取り付け、2階トイレ改修)
2	葬斎場やすらぎの里	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	
3	納骨堂	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	
4	糸口ふれあいプラザ	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	
5	宇佐ふれあいプラザ	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	
6	大根川ふれあいプラザ	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

番号	施設名称	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	概算額	実施内容等
7	四日市西町老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
8	長洲東の東老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
9	糸口山老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
10	江須賀老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
11	布津原老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
12	上赤尾老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

番号	施設名称	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	概算額	実施内容等
13	西高家老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
14	四日市上町老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
15	五区老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
16	妙見荘	検討開始	民間活用				3,273万円	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
17	上田老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
18	畑田老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

番号	施設名称	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	概算額	実施内容等
19	金丸老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
20	麻生老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
21	赤尾老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
22	シルバーセンター平成館	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
23	新吉松老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
24	今宮老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。



## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

番号	施設名称	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	概算額	実施内容等
25	上城井老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
26	宮高家老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
27	吉松老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
28	シルバー人材センター	-	-	-	-	-	-	必要に応じて建物・設備の更新、改修。維持補修、小規模修繕を行います。 なお、施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
29	下毛老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
30	安心院総合保健福祉センター	改修					450万円	男子トイレ洋式化 女子トイレ洋式化 エアコン更新(集会室、会議室)

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

番号	施設名称	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	概算額	実施内容等	
31	佐田老人憩の家	改修						680万円	男女トイレ洋式化 循環ポンプ メインボイラー サブボイラー
32	津房老人憩の家	改修						180万円	温泉水架水槽(タンク)撤去お よび架台塗装 コンプレッサー取替
33	深見老人憩の家	改修						110万円	男女トイレ洋式化
34	安心の里工房 (下毛)	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	
35	安心院老人デイ・サービスセンター	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	
36	平山老人憩の家	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。	

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

番号	施設名称	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	概算額	実施内容等
37	妻垣老人軽作業所	-	-	-	-	-	-	施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。
38	宇佐市院内老人憩いの家及び余温泉	改修					-	露天風呂縮小修繕 源泉水中ポンプの据替及び 水中ケーブル交換 排煙装置交換 通路階段横（片）張りコンク リート工事 源泉水中ポンプ購入及び オーバーホール
39	院内老人デイ・サービスセンター	改修					-	給湯器取替